

間是を以御賢慮成シ可被下候四良右エ門儀右躰之悪工ミいたし(中略)村方難儀人に少し之慈悲情ケも不仕諸事身勝手手斗をいたし申候依之中々村方睦間敷可參様ハ無御座候村方難儀人えハ加情を自分頭取いたし頼母子等も取立遣し候様慈悲心有之候へハ自然と村方より奇特千万と申様ニ相成可申候得共兎角村方野心差狹候様成事斗を工ミ出し始終ハ為身も宜敷有間敷奉存候乍恐右趣御賢察成シ被下以御慈悲諸事柔和相成候様被下仰付候ハ、難有仕合可奉存候

桑飼上村

惣百姓中

文化八年末ノ二月

御奉行様

と結んでいる。

前に述べたように、四良右エ門の願書がないので、奉行所へ何を訴えたのか、確かなことはわからない。しかし、返答書の内容から考えて、恐らく、騒動の事実についてでなく(それもあつたかも知れないが)その過程に於て、村方が四良右エ門に加えた、身分的な侮辱に対する抗議が主であつただろうと思わ

このことは、村方の弁明が長々と、四良右エ門の生い立ちからはじまった一条、二条、三条、六条等ほとんど全文にわたっている事からも推察できる。十条目の居士大師の件もこの事と、決して無関係ではない。

また、清書をした際の書きつぶしと思われる物の中の第一条目には、次のような文も書き加えられている。

「(前略)然ル所七十九年前享保十八年子息与三郎(註治助の子)と申ハ未十四才ニ御座候へ共三平長四郎ハ此時五十四才ニ而未治助地之者と御宗門帳面扣ニ相記御座候(中略)右宗門帳面ニも相記有之永々人々申伝へ候所を以地之者跡と申儀ニ御座候へ共只今本百姓ニも相成御座候へハ誰さかろう者は無御座候」(後略)

ここに於ても、村方の者が「地之者跡」と言った事に対する四良右エ門からの抗議の訴えと、その件に関して、奉行所からの質問があつた事がわかる。そして、この騒動が、単に割物仕法の問題だけでなく、複雑な感情対立が、その底流にあつたことが想像できるのである。

…おわりに:  
これまで紹介してきたことは、前文に述べ

たように、騒動と呼ぶにはふさわしくない、ごく平凡ささいな事で、これに似た事は、当時、各村随所にあつたのではないかと思う。ただ、資料が残っているか、失われたかの違いだけである。

しかし、平凡なこと、必ずしも重要でないとは限らない。むしろ、日常的な、平凡ささいな中にこそ、歴史の重要な問題をふくんでいるのではないかとさえ思われる。何となれば、ごく平凡な、日常的の小さな変化が徐々に、しかも不断に積み重ねられ、長年月かかって動いて行つたあとが歴史だからである。

歴史は、将来もこのような歩みを続けるだろう。そして、大部分の事実は消えていくであろう。過去のことが、現在ほとんど消え去って、残っていないのと同様に…。

わたしは、こういう無名の、平凡な庶民の日常不断の歴史の歩みが知りたい。そして、その事実は、その事のは非善悪を超えて、我々に直接血のつながった祖先の、歴史の歩みとして、深い親しみを覚えるのである。

以上で、桑飼上村に於ける寛政年間の出来事についての、説明を終わりたいと思う。しかし、わたしの基礎知識の浅薄さと、研究不十分のため、なお幾多の疑問、未解決の部分

残り、また誤りも多々あることと思う。この弱点を補うためにも、願書の原文をできるだけ「なまのまま」で掲げ、資料を忠実に紹介することに、努めたつもりである。

また、本資料は、かなり具体的事実がもりこまれているので、騒動の事実を別としても、なお興味深い問題を、数多く含んでいるように思う。しかし、本稿では、騒動の事実を柱

### 近世初期における

### 丹後の検地について

真下 八雄

近世初期の検地の中で、「太閤検地」の一、一地一作人の原則により作職を決定した耕作農民を直接貢納責任者として掌握し、また中世諸職の錯雑した荘園的土地所有・保有関係を整理・単純化して、大名対百姓という階級関係を基軸とする農村支配を確立した歴史的意義が力説されてから既に十数年を経過するが、本稿は右の評価を前提としつつ丹後地方において実施された初期の検地について述べ

として究明に努めたので、それらの点に、深く立入ることができなかった。

そういう点の今後の研究もふくめて、本文が、桑飼上村という地域の特殊性を超えて、田辺藩に於ける当時の村の状況について、何らかの普遍的な結論を導き出す一助ともなれば、この上もない光栄である。

ところで、丹後国では豊臣秀吉の検地は存在せず、この検地の役割を果たしたのは後述する慶長七年の当国主京極氏によるそれであるが、しかしその以前、丹後が織田信長の全国統一事業に席卷された天正九年に、次に示す細川文書(二)で知られる通りの検地が実施されている。

織田信長朱印状  
丹後国領知方之事、國中無所殘遂糺明、諸

給人手前面々、指出之員数無相違宛行、於余分者、其方任覚悟、軍役已下速可申付也  
天正九 三月五日 信長(朱印)

長岡兵部大輔とのへ  
一色知行、今度出来分前後引合式万石之通、以検地之員数引渡候、残所長岡兵部大輔可遣之候也  
天正九 九月七日 信長(朱印)

惟任日向守殿

すなわち両史料によって、天正九年(一五八一)丹後国における信長の指出徴収・検地それに基づく知行割りがわかる。(宮川満、太閤検地論第三部)

また国元の史料によっても、例ば「宮津日記」に

藤孝公(略、天正八年)八月二日御入国と言ふ是宮津知府の濫觴也。従是國中御検地明ル天正九巳年三月丹後国御函帳上せ被成候。其高拾壹萬口七百石之由

下所	廿代	参斗式升	同	新太郎
同所	拾代	式斗	同	助二郎
同所	一所	八升	同	助八
同所	一所	七升	同	又七郎
文殊ノ西谷	一所	卷斗	同	弥次郎
同所	一所	五升	同	又四郎
中同所西谷ウニハタ	廿五代	五斗	同	源二郎
同所	一所	八升	同	新兵へ
中同所	拾代	式斗	同	新太良
中同所	卅代	六斗	同	介次郎
下同所	廿五代	四斗	同	助八
サイケ	一所	式升	同	彦左衛門

一所	卷斗三升	同	鬼助太良
上同所	卷反五代	卷石三斗式升	五良兵衛
同所	一所	八升	又三郎
同所	廿代	四斗八升	助五良
下	拾五代	式斗四升	弥三郎
同所	一所	三升	助二郎
サイケ	一所	四升	新兵へ
同所	一所	四升	彦左衛門
同所	一所	卷斗五升	すけ八
同所	一所	六升	弥三郎
同所	一所	八升	源二郎
サイケ	一所	式升	五良兵衛

同所	同	同	同
一所	三升	同	鬼助太良
下文殊ノ西谷	拾代	卷斗六升	新太良
(略)	波路		
上まへ丸	六段廿代	七石六斗八升	九世戸作
中同所	三段拾五代	三石参斗	新屋
上	式反拾代	二石六斗四升	九世戸作
(略)	門前		
皇成	式石四斗式升四合		
惣都合卅七石四斗三升四合			
天正九年八月十一日			
宗堅(花押)			

註、「宗堅」については同史料附箋書に、「此時、宮津ノ御城代也。細川家ハ田辺御在城也。是ハ法名入道号也。右ノ名ハ宗堅、則チ細川家御家老長岡監物殿。(略)右寛政五年ニ改置」とある。

とある如く、同年の検地の事実を知ることができる。

次に、天正九年の検地の過程で作成された在地の史料を採ってみたい。

- 細川越中守 (花押)
- 金剛心院
- 六町
- 七拾五歩
- 田井中
- 卷段五拾歩
- クミ川原橋のつめ
- 式百式拾歩
- 同所
- 式段式百拾歩
- 同堂の後
- 百八拾歩
- ふる川
- 式段百五拾歩
- 中川
- 卷段式拾歩

門前被官 同屋敷  
寺屋敷  
以上

天正九年八月十一日

註、右史料の冒頭は「京都府史蹟名勝天然記念物調査報告第十二冊」の同史料写真によつて訂正した。  
さらに宮津市字文殊の智恩寺には左の史料(一紙物)が所蔵されている。

(細川藤孝花押)			
九世戸門前			
中ヌミタ		文珠	
一段拾代	式石式斗	走夫給	
同所			
一所	卷升	同	助五郎
同所			
一所	卷升	同	又四良
同所			
一所	五升	同	又三郎
同所			
一所	八升	同	助五良
一所	三升	同	弥次郎

同所ハカマタニ	同		
一所	八升	同	源二郎
中ヌミタ			
拾五代	三斗	同	助八
中同所			
廿代	四斗	同	同人
同所			
一所	卷斗五升	同	弥次良
同所			
一所	三升	同	助八
同所			
廿五代	五斗	同	又三郎
同所			
廿代	四斗	同	弥二郎
同所			
一所	六升	同	源二郎
同所			
一所	卷斗	同	助五良
中同所			
拾五代	参斗	同	助次良
カマタニ文殊ノ西			
廿五代	五斗	同	助八
同所			
一所	六升	同	助五良

年の石盛差を考れば更に多い)が、これは慶長七年の検地が狭小な田畑一筆々々を綿密に丈量しているのに比し、天正九年では、例ば「波路」分に「六段廿代」または「門前畠成式石四斗式升四合」等の如き、明らかに数筆の一括丈量(あるいは、丈量の集計)と思われる記載がなされているため、この事は天正九年検地の粗雑さを示していると言えよう。しかしながら他方では、天正九年の検地方法は、慶長七年の如く整備されてはいないが田地について上・中・下の三等級わけをなしそして各等級の一段当たり分米を上田一・二石、中田一石、下田八斗と規定している。ただし畠地については上記のように一括記載されているため等級はみられない。

さらに天正九年水帳の登録人およびその持高は第二表、天正九年と慶長七年の登録人階層の比較は第三表の通りであるが、両検地帳ともに零細な農民を登録しており、おそらく彼等農民は智恩寺の雑役ないし同寺の手作地経営に夫役を提供して反対給付を得ながら個別経営を行なう門前小百姓であったと考えられる。右の事は織田信長の検地が既に太閤検地と同階層の農民を把握していたとみてよいのではなからうか。

第1表 文珠智恩寺領田畠一筆当たり分米高

	寺領高	田畠筆数	一筆当分米
天正9年	37.434 (石)	98	0.382 (石)
慶長7年	54.57149	294	0.18561

(註) 但し寺領高は門前・波路分のみで須津分は除く。第2,3表も同じ。  
なお慶長7年の石盛は上田1.5石、中田1.2石、下田1石、下々田8斗上畠8斗、中畠6斗、下畠3斗、山畑1.2斗である。

第2表 文珠智恩寺領、天正九年水帳の登録人およびその持高

石	
14.294	手作
3.3	新屋
2.7	助二郎
2.55	助八
2.26	新太郎
2.2	走夫給
1.58	五郎兵衛
1.38	弥次郎
1.1	源二郎
0.92	又三郎
0.9	新兵衛
0.76	助五郎
0.7	弥三郎
0.64	鬼助太郎
0.54	又四郎
0.07	又七郎
0.06	彦左衛門
	(府中)
1.28	神三郎
0.2	城戸

第3表 文珠智恩寺領、水帳登録人の階層

持高	天正9年	慶長7年
5石以上	1人	1人
4石～5石未満	0	2
3石～4石	1	5
2石～3石	4	5
1石～2石	4	2
1石未満	9	5

(註) 5石以上はいづれも智恩寺手作  
(慶長7年は12石9584)

上記両寺院の史料を比較するとき、金剛心院の文書は最初に領主の自署・花押、寺院名、そして小字名と地積等を記した「京都府史蹟勝地調査会報告」もいう「領知目録」であるのに対し、智恩寺のそれは領主花押、村名(九世戸門前、波路)別の小字名・地積・分米(標準収穫高)・登録人名、そして末尾に役人の自署・花押の書かれた領知目録の性格を有った「水帳」と思われる。なおこの水帳記載の土地が文珠智恩寺領であることは次の同寺文書で知られる。

当山儀為無双異境間、為寺領如先々五拾石申付、全所務可被励興隆事肝要、恐惶謹言

羽柴修理大夫 生双(花押)

慶長六 五月晦日

天橋山 智恩寺 役所御中

九世戸文殊分 門前分

一、三拾七石四斗三升

一、拾三石 波路分 須津村内

合 五拾石

二、式段 渡守給 宮津之内

以上

慶長六年 壬酉拾月十六日(印)

智恩寺

三、

さて、天正九年の智恩寺領水帳の内容を、やはり同寺所蔵の慶長七年同寺領検地帳と比較しつつ検討してみたい。

註、参考に慶長七年の検地帳を左に掲げておく。

文珠領検地田畠帳

多な井谷

同 下田 老畝拾五歩 老斗五升四才 孫三良

同 下田八歩 式升六合七勺式才 五良兵衛

同 下田式拾歩 六升六合六勺八才 孫二良

同(田力) 中畠老畝 老斗三升 五良兵衛

下田四畝 四斗 孫二良

同 下々田四歩 老升六勺八才 五良兵衛

同 タナイ谷

同 下田拾六歩 五升三合三勺八才 三良太良

同 中畠式畝拾歩 老斗四升 同人

同 中畠四歩 八合 小二良

同 山畑老畝式歩 老升式合八勺 同人

(略)

まず、土地の丈量には慶長七年が「段・歩・歩」を用いているのに対し、天正九年は「段・代」で地積を記しているが、ところがこれは全田地九七筆中四三筆にすぎず、他の五四筆は単に「一所」と示しているのみであり面積の表示方法は簡略である。

註、前掲の金剛心院領知目録は「段・歩」を用いているが、これは水帳とは性格を異にする文書の故か、あるいは丹後国内でも地方によって地積単位が区々であったためか。また第一表の通り、天正九年の土地一筆当たり分米高は慶長七年のそれよりも多い(両